

## 新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険傷病手当金の支給について

要件を満たす場合、①から④の書類を提出して傷病手当金を受給することができます。  
必要書類を郵送いたしますので、ご提出ください。

要件	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>労働契約を基に給与を受け取って労働に従事している方</li> <li>※ 個人事業主は対象外ですが、専従者は対象になります</li> <li>新型コロナウイルス感染症に感染した または 発熱等の症状があり感染が疑われる</li> <li>療養のため連続3日間仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があること</li> <li>療養のための休暇中、給与を受けてない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国民健康保険傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）</li> <li>② 国民健康保険傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）</li> <li>③ 国民健康保険傷病手当金支給申請書（事業主記入用）</li> <li>④ My HER-SYS より表示される「療養証明書」または、陽性者フォローアップセンター登録時に届く「登録完了メール」のスクリーンショット</li> <li>※ ②事業主記入欄あり</li> <li>※ ④について、療養証明書が表示されない方や、陽性者フォローアップセンターに登録していない方はお問い合わせください。</li> </ul>

### 「連続3日間仕事を休んでいる」とは

×対象外	休み	休み	出勤	休み	休み
○支給可能	休み	公休	休み	休み	
○支給可能	休み	休み	休み	出勤	出勤

土日・祝日等の公休日も待期間中に算入  
4日目の休みから支給対象

### 支給額

直近の継続した3か月間の日割り給与収入の2/3を1日当たりの支給額として、対象日数分給付します。(対象日数とは、休暇4日目以降の労務を予定していた日数です。)

$$\frac{\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{対象休暇日数}$$

日割り給与収入

※ 1日あたりの支給額には上限があります。

※ 手当などの給与を一部受けている場合、支給額が減額調整されます。